

整理番号	実施機関	計画期間:平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等	
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
						計画当初	H30	R1		
49	比企都市歯科医師会	3 医科歯科連携、及び歯科口腔保健に関わる関係職種との連携の推進	地域住民	■医科歯科連携の推進	■がん診療医科歯科連携事業の推進 ・本会員に対して「全国共通がん診療医科歯科連携講習会」を開催。会員の約半数となる38連携登録歯科医療機関が登録。 ・小川赤十字病院と埼玉県歯科医師会にてがん診療に関わる医科歯科連携について合意。地元である本会会員への連携合意の周知及び今後の対応について ■保健所歯科口腔保健連携会議の開催(協働) ・県内の歯科保健状況や歯科保健計画、及び(一社)埼玉県歯科医師会の歯科保健事業について、各市町村の歯科保健担当者に情報提供。 ・令和元年度は「小児期から小中学校のむし歯予防について～将来を見据えた8020対策～」をメインテーマに開催。 ・東松山保健所管内の現在の取組の事例報告として、私立保育園(東松山市)の取組、および川島町立つ小学校における取組について報告していただいた。	-	-	-	A	■地域のがん患者の支援として、小川赤十字病院とのがん診療における医科歯科連携の合意によって、がん患者だけでなく医科歯科の連携が図られることが期待される。 ■今後生涯にわたっての歯と口腔の健康維持し健康寿命の延伸のためには、成人期における歯科保健対策が重要である。特に埼玉県の『糖尿病性腎症重症化予防プログラム』を確実に進めていくためには、あらゆる機会を活用しての対象者への継続的なアプローチが必要と考える。そのため歯科からのアプローチとして、歯周病と生活習慣病、全身の健康への深い関係について、本会会員及び各市町村歯科保健担当者への更なる周知と理解、そして地域住民への啓発が必要である。

取組項目 3. 親と子の保健対策

目標 妊産婦や子育て世代を取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応し、安心して妊娠、出産、育児ができ、子供たちが心身ともに健やかに育つことができる社会を目指します。

- 主な取組
- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の確保
 - 健康上の課題のある子どもと家族への支援体制の充実
 - 児童虐待予防・防止のための取組の充実
 - 子どもの心の健康に関する相談、情報提供等の充実

<説明>自己評価(主な取組状況・成果に対する評価。目標値が設定されている場合は、当該数値(推移)に対する評価をいう。) A:十分達成 B:概ね達成 C:やや不十分 D:不十分

整理番号	実施機関	関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移			自己評価 (A~D)	今後の事業展開・課題等
						計画当初	H30	R.1		
1	坂戸保健所	1 子どもの心の健康相談	県民	■発達障害等の早期発見、早期治療のための相談機会の提供	■子ども心の健康相談の開催 ・開催日 毎月第4水曜日、利用実人数 27人、延べ62人 (根拠法令 母子保健法第8条) ・精神的な問題があると思われる児童、又はその児童に関わる関係者に、小児科医、臨床心理士等が診察、心理検査等を実施。それにより発達障害等の早期発見、早期治療に繋げられた。	-	-	-	B	■子どもの心の健康相談については利用希望者が多く、予約が半年先になることがある。療育を受けられる機関が少なく、紹介先が限定される。保健所が担う役割を関係機関と確認しながら、事業を継続していく。
2	坂戸保健所	2 小児慢性特定疾病対策	県民	■小児慢性特定疾患医療費助成制度の適切な運用	■小児慢性特定疾患医療費助成制度の適切な運用 <年度末受給者数> H29年度 227件、H30年度 235件、R1年度 247件 (根拠法令 児童福祉法第19条) ・小児慢性特定疾患にかかっている児童について、医療費の自己負担の一部を助成し、経済的負担の軽減、治療の促進が図られた。 ・申請の際に家族と面接を行い、保健師等の支援が必要と思われる患者・家族等に対するフォローを行うことにより児童の健全育成の促進が図られた。	-	-	-	B	■児童等の慢性疾患のうち国が指定した疾患を対象とする医療費の自己負担の一部を助成する制度。家族の経済的負担の軽減、治療の促進が図られるよう事業を継続していく。
3	坂戸保健所	3 ふれあい親子支援事業	県民	■適切な養育への動機づけ、心理的安全を図るための取組	■ふれあい親子支援事業の開催 ・開催日 毎月第3水曜日、利用実人員 親5人、子3人、延べ 親43人、子18人 (根拠法令 母子保健法第8条) ・育児への不安を抱える家族や、虐待のリスクのある家族に対して、臨床心理士、保健師等からなるチームでグループミーティングを実施。適切な養育への動機づけ、心理的安全を図ることにより、家族関係の修復、虐待予防の一助とすることができた。	-	-	-	B	■育児への不安等を抱える家族に対して臨床心理士、保健師等がチームでグループミーティングを行い、良好な親子の関係づくりを目的に事業を実施していく。

監理番号	実施機関	計画期間:平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移	自己評価 (A~D)		
計画当初	H30	R1	自己評価 (A~D)						
4	東松山保健所	1 母子保健体制強化事業	市町村職員等	■関係機関同士の連携強化と関係職員の支援技術の向上	■保健所別連携調整会議の開催 ・2回 延31人 ・子育て世代包括支援センターの取組状況や次年度以降の母子保健事業に関する情報交換を行った。 ■研修会 ・2回 延33人 ・支援の基礎となるコミュニケーションスキルや専門的支援スキルを学ぶことができた。 (根拠法令 母子保健法第8条)	- - -	B	■業務多忙により全市町村担当者が出席することが困難となっている。 ■今後も会議や事例検討会を通じて、連携強化、支援技術の向上を図って行く。	
5	東松山保健所	2 親と子の心の健康づくり事業	県民、市町村及び学校関係職員等	■子どもの心の問題に対し、専門相談を実施する ■育児不安や虐待リスクのある家族に対して適切な養育への動機付け及び心理的安定を図る ■管轄地域における支援体制整備	■子どもの心の健康相談 ・毎月第1水曜日午後 7回実施 実9人、延 10人 ・教育委員会を通じて、各小中学校に事業を周知した。 ■子どもの心の問題に関する研修会 ・1回 109人 ・比企地区学校保健会と合同開催のため、多くの学校関係者の参加があった。 ■ふれあい親子支援事業(グループミーティング) ・開催日 毎月第2木曜日午前、11回実施 登録6人 延 親32人、子14人 ・自己の感情を見つめ、安心できる場で気持ちを吐露し、徐々にではあるが回復している。子どもとの良好な関係が築けるようになってきている。 (根拠法令 親と子の心の健康づくり事業実施要綱)	- - -	B	■紹介利用のある地域に偏りがある。 ■学校を中心とした関係機関との連携強化。 ■保健所は直接的なサービスを行っていないため、グループ新規利用者の登録・利用者フォローには市町村保健師との密接な連携が必要。 ■今後も子どもの心の健康相談、研修会、グループミーティングを開催し、親と子の心の健康づくりを推進していく。	
6	東松山保健所	3 子どもの虐待予防対策	市町村、産科医療機関等関係職員	■関係機関の連携強化と適切な事業実施を図る	■妊娠期からの虐待予防強化事業連携会議・研修会 ・1回 17人 ・養育支援連絡票が活用された事例を用いて講義と事例検討を行い、活発な意見交換をとおし対応のポイントを学ぶことができた。 (根拠法令 妊娠期からの虐待予防強化事業) ■要保護児童対策地域協議会(代表者・実務者・個別事例検討会)への参加 ・代表者8回 実務者19回 個別事例検討会6回 (根拠法令 児童福祉法第25条の2)	- - -	B	■関係機関同士の顔の見える関係づくりにより、連携強化を図る。 ■今後も会議、研修会の開催や要対協への参加を通して子どもの虐待予防対策を推進していく。	

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)					自己評価(A~D)	今後の事業展開・課題等	
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移			
計画当初	H30	R1							
7	川越市	1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の確保	市民	■母子保健型、基本型、特定型の各利用者支援事業が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。	■子育て世代包括支援センター(平成30年度10月開設) ・令和元年度 3箇所 ・H28年度から各利用者支援事業(母子保健型、基本型、特定型)の提供を開始した。助産師等が母子保健や育児に関する相談を行う母子保健型においては、妊娠届出時をはじめとする相談支援を行い、妊娠婦等の心身の不調や育児不安の軽減を図ってきた。H30年10月から母子保健型、基本型、特定型の連携による「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供した。	-	-	A	■令和2年6月に、川越市民サービスステーション内に市内4箇所目として、新たに子育て世代包括支援センターを開設する。利用者支援事業の母子保健型、基本型、特定型を1箇所に揃え、母子保健施策と子育て施策を一体的に提供していく。
8	川越市	2 児童福祉法第19条に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度	市民	■小児慢性特定疾患医療費助成制度の適切な運用	■小児慢性特定疾患有かかっている児童等であつて、当該疾患の程度が一定以上であるものの保護者に対して、申請に基づき、医療に要する費用(小児慢性特定疾患医療費)を支給している。 ・H28年度 310人、H29年度 324人、H30年度 341人、令和元年度 352人	-	-	B	小児慢性特定疾患有児童等自立支援事業の実施。必須事業(小児慢性特定疾患有児童等の保護者等へ対する相談事業)は既に実施しているところであるが、任意事業(レスバイト、相互交流支援、就労支援、家族支援)の実施の可否等について県・さいたま市・越谷市、川口市と合同で開催している慢性疾病児童地域支援協議会等の場を活用し、適宜検討を重ねていく。また保護者対象の研修会を実施予定としていたが新型コロナウィルス感染症のため延期となっている。今後については実施方法等も含め検討をしていく。
9	川越市	3 児童虐待予防・防止のための取組の充実	母子保健関係機関担当者等	■母子保健関係機関担当者等との連携強化 ■実務者等のスキルアップ	■母子保健連絡調整会議 ・年1回開催 43人 ・市内の分娩医療機関、新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問担当者、市の地域保健担当保健師が参加し、情報交換及び研修を実施した。関係機関の状況を把握し、連携強化を図った。	-	-	A	■実務担当者の資質の向上及び母子保健関係機関担当者等との連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見等児童虐待防止対策に資する。
10	川越市	4 子どもの心の健康に関する相談	市民	■心身の発育・発達の遅れなどに心配がある児の診察・相談等を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行う。	■発育発達クリニック ・年25回開催 123人 (根拠法令 母子保健法第9条) ・心身の発育・発達に心配がある児について、保健師による問診、心理相談員による検査等、医師による診察を通して、正しく評価する。その評価に応じて、医療機関、児童発達支援センター等と連携しながら支援を行い、健やかな発育発達を促すとともに、保護者の不安の軽減を図ることができた。	-	-	B	■子どもの心の健康相談については利用希望者が多く、予約が半年先になることがある。療育を受けられる機関が少なく、紹介先が限定される。令和元年度、川越市児童発達支援センターが開設されたことに伴い、連携を図りながら事業を継続していく。

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等			
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移	自己評価 (A~D)					
計画当初	H30	R1										
11	坂戸市	1 子育て世代包括支援事業 (母子保健型)	市民	■妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	■妊娠期から子育て期ににわたる母子保健や育児に関する悩み等を円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を行い、関連機関と連携し、切れ目ない支援体制の構築を図った。 ・母子健康手帳交付数 611件 ・子育て支援課との連携調整会議実施回数 12回 ・産後ケア事業 利用者実人員4人 延べ利用回数26回 ・産前産後サポート事業 ベビーマサージ教室 実参加者数16人 延べ利用者数26人 母乳相談 実参加者数20人 延べ利用者数20人	-	-	-	B	■産後ケア事業の対象者拡充等を検討していく。		
12	坂戸市	2 健康相談事業	市民	■健康上の課題のある子どもと家族への支援体制の充実	■乳幼児健診等において把握した発達に特性や課題のある児と保護者に対し、医師、臨床心理士、言語聴覚士等専門職による相談を実施した。 ・すくすく発達相談 21回 114人 ・1歳6か月児二次相談 7回 8人	-	-	-	B	■相談希望者の増加に伴う待機期間が少しでも短縮できるよう、親子教室との併用など実施方法等の調整をひきつづいていく。		
13	坂戸市	3 児童虐待予防・防止のための取組	市民	■育児の要支援家庭や児童虐待の心配のある家庭への支援体制の充実	■子育て支援課所管の要保護児童対策地域協議会に出席し、連携強化を図っている。 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議1回 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議4回 ・要保護児童対策地域協議会研修会1回	-	-	-	B	■関係機関と連携し、重大事故の発生を未然に防ぐことが課題である。		
14	鶴ヶ島市	1 子育て世代包括センター(鶴ヶ島版ネウボラ)の実施	市民	■妊娠届出時・転入妊婦との面談実施率 <目標値> 100%	■妊娠届出時・転入妊婦との面談率 100% ■こども支援課との連携会議 12回	面談率99.6%	面談率100%	面談率100%	A	■保健師、助産師が妊娠期から継続して家族の状況を把握し、子ども支援課と連携し事業を継続して実施していく。		
15	鶴ヶ島市	2 母子保健対策の充実	市民	■乳幼児健康診査 受診率 <目標値> 4か月児 97%以上 1歳6か月児 96%以上 3歳児 95%以上	■乳幼児健康診査の実施 ・受診率 4か月児健康診査 98.0% 1歳6か月児健康診査 94.7% 3歳児健康診査 92.3% ※新型コロナウィルス感染拡大のため各健診年11回実施。1回分は令和2年度に延期して実施した。 ■親子相談 ・37回実施 延べ230人利用 ・精神及び運動発達面に障害のある可能性がある乳幼児について、医師、保健師、家庭児童相談員、心理士、言語聴覚士が相談、助言を行い、母の育児不安を軽減し、児の健やかな成長を支援することができた。 ■すこやか相談 ・6回実施 延べ306人利用 ・乳幼児の発育発達や、母の育児不安などの相談に対応し、母の育児不安を軽減し、児の健やかな成長を支援することができた。	<受診率> 4か月児健診 96.5%	<受診率> 4か月児健診 97.9%	<受診率> 1歳6か月児健診 97.4%	1歳6か月児健診 96.2%	1歳6か月児健診 94.7%	B	■母子保健事業を通じ、すべての子どもの健康の保持及び増進を図るために事業を継続して実施していく。 ■新型コロナウィルス感染拡大防止のため、3密を避けて継続して実施していく。

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)					今後の事業展開・課題等			
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
					計画当初	H30	R1	自己評価 (A~D)		
16	毛呂山町	1 母子保健事業の充実	町民	■母子保健事業の実施	■母子保健事業 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口「子育て世代包括支援センター運営。 ・妊娠届出時、全妊婦に対してアンケート実施と面接相談を実施。 ・必要時支援プラン作成 ・妊婦健康診査 ・マタニティママコール(妊娠後期)、産後ママ応援コールで、出産・育児に関する相談や情報提供を行った。 ・初めてのパパママ教室は仲間作りを目的とし、父親の参加も促した。2日間コース(年2回実施) ・家庭訪問:乳幼児家庭全戸訪問を助産師または保健師が実施。 ・ハイリスク妊娠・出産・未熟児に対しては、訪問等で継続的な支援を実施。必要時、児童福祉担当や関係機関等と連携。(下欄につづく)	-	-	-	B	■妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図る。 ■発達に課題がある児に対する早期発見と相談支援体制の充実。 ■母子支援における関係機関との連携体制の充実を図る。
17	毛呂山町	1 母子保健事業の充実 (上欄からのつづき)	町民	■母子保健事業の実施 (上欄からのつづき)	(上欄からのつづき) ・育児・離乳食相談による相談支援 年3回実施。 ・育児はっと相談毎月実施。 ・乳幼児健康診査:4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児歯科健診・3歳児健康診査 ・どんぐり教室:発達面や育児不安等で経過観察が必要な親子を対象とした教室で、作業療法士・臨床心理士・保育士・保健師等で支援。年18回実施。 ・発育発達相談:発育発達に関する個別相談事業で、医師や臨床心理士、言語聴覚士による相談を実施。年7回実施。 ・幼稚園・保育園等の巡回相談に参加し情報把握。 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議(1回)、及び実務者会議(4回)に参加し、必要に応じて関係課・関係機関とケース会議を実施し、連携を図っている。	-	-	-	-	-

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)					自己評価(A~D)	今後の事業展開・課題等		
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
計画当初	H30	R 1								
18	越生町	1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の確保	町民	■妊娠期から子育て期までの切れ目がない支援	■妊娠期から子育て期までの切れ目がない支援 ○平成29年4月から保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に努めている。 ・ウェルカム赤ちゃん事業として、早期不妊検査費・不育症検査費・特定不妊治療費・男性不妊治療費の助成の実施。 ・妊娠届出時に、全妊婦に対してアンケートを行い、保健師が面接相談を実施している。 ・妊娠健康診査 ・ママパパ教室で、妊娠・出産・育児に関する正しい知識と情報の提供を支援している。 年2回。 ・妊娠タクシー利用料金助成事業として、妊婦の通院や外出の際利用したタクシー利用料金の助成を実施している(1回につき初乗り運賃相当額で、28枚) 147件 ・新生児訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業を同時実施) 妊産婦訪問指導事業を保健師が実施した。出生児は全数訪問し、全産婦に対して産後うつや赤ちゃんへの気持ちシートなどアンケートを行っている。(下欄につづく)	-	-	-	B	■子育て支援課と連携をとり、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援体制の充実を図る。 ■発達に課題がある児に対する支援体制の充実。 ■育児支援・虐待予防対策のため、関係機関との連携強化。
19	越生町	1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の確保 (上欄からのつづき)	町民	■妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援 (上欄からのつづき)	(上欄からのつづき) ・新生児聴覚検査費用助成事業として、初回検査費用の一部助成(上限5,000円)を実施している。 39件 ・産後健診推進事業の実施 38件 ・相談事業 所内育児相談(年20回) 子育て支援センターでの育児相談(年12回) 助産師相談の実施(年12回) 保育園・幼稚園等の連携を図るため、発達障害巡回相談に保健師も参加。同時に、母子保健関係者連絡会を実施 子どもの発育相談の実施。年4回。 ・乳児・1歳6か月児・3歳児健診の実施。 ・食育の推進 にこにこ幼児食教室の実施(年1回) 町内幼稚園(1園)・保育園(2園)へ出向いた わくわく栄養講座の実施(各園1回ずつ) ・2歳児歯科教室の実施(年2回) ・子育て世代包括支援センター連携会議の実施 (年1回)	-	-	-	-	

整 理 番 号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)					今後の事業展開・課題等			
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
計画当初	H30	R1	自己評価 (A~D)							
20	越生町	2児童虐待予防・防止のための取組の充実	町民	■児童虐待予防・防止のための取組の充実	■母子保健事業 ・妊娠届出時や乳幼児健診等でのアンケートの実施。 ・こんにちは赤ちゃん事業(全数訪問)や養育支援訪問指導事業、乳幼児健診のみ受診者への訪問など訪問指導事業の実施。保健師のほか、必要に応じ助産師も支援する。 ■要保護児童対策地域協議会への参加(代表者会議・実務者会議・個別ケース会議)	- - -	B	■乳幼児健診の受診率100%をめざすとともに、健診未受診者については、原則として全員に面接を行い状況把握をする。 ■要保護児童対策地域協議会の各会議への参加と連携強化を継続する。		
21	鳩山町	1妊娠から出産、子育てに渡る切れ目のない相談、支援事業	町民	■子育て世代包括支援センターぴっぴの運用	■子育て世代包括支援センターぴっぴでの相談対応、妊娠婦台帳、支援プランの作成 相談件数 実人員180人、延人数235人 妊娠婦台帳作成 40人 支援プラン作成 33人 ■子育て世代包括支援センター母子支援事業の実施 63回 (主な事業)わらべうたキッズマッサージ 1回、離乳食教室 2回、リトミック教室 1回、食育教室「はとっ子キッチン」 1回、ベビーヨガ教室 2回、ベビーマッサージ教室 1回 ■子育て世代包括支援センタープレイルーム利用者 子ども910人、大人811人 ■子育て世代包括調整会議の開催 町内の子育てに関わっている機関等との会議 年4回	- - -	B	■子育て世代包括支援センターぴっぴの利用の推進、安心して妊娠、出産、子育て出来る環境整備を継続していく。		
22	鳩山町	2子どもの健全な発育・発達の促進事業	町民	■乳幼児健診の受診率、発育発達相談機会の提供 <目標値> 乳幼児健診受診率 100%	■乳幼児健診受診 ・未受診者についてはすべて訪問、電話にて状況把握をしており、安否確認は取れている。 ■すくすく相談(子どもの発育発達相談) 3回、10人参加 ■親子教室 12回、実人員12人、延人員77人	■乳幼児健診受診率 3~5ヶ月児: 100% 9~11ヶ月児: 93.0% 1歳0ヶ月児: 95.5% 3歳児: 93.0%	■乳幼児健診受診率 3~5ヶ月児: 100% 9~11ヶ月児: 98.1% 1歳0ヶ月児: 100% 3歳児: 93.5%	■乳幼児健診受診率 3~5ヶ月児: 97.8% 1歳0ヶ月児: 98.3% 3歳児: 92.6%	B	■受診率100%を目指すとともに、未受診の方については、状況把握に努め、全員の安否確認が取れるようにしていく。

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等	
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
					計画当初	H30	R1			
23	鳩山町	3 子どもの虐待予防と対策	町民	■要保護児童の減少、児童虐待予防の普及啓発	■要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催 4回 ・3か月毎に定期開催し、ケースの進行管理を行った。 ■要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催 1回 ■個別ケース検討会議 4回 ・必要に応じて開催し、関係者間の情報共有・連携を図った。 ■児童虐待を考える講演会 1回 参加者40人 ・「子育てが楽になるヒント」をテーマに開催、親支援の視点で児童虐待予防を図った。 ■要保護児童数 37人(20件) ・平成30年度から保健センターが児童虐待を担当することになり、要対協の様式の変更、要対協の進行方法等について見直し等を行ながら、より適切な進行管理及び虐待予防、対策が出来るように努めた。	-	-	-	A	■要保護児童の対応については児童相談所と連携を図りながら親子の支援をしていく。 ■児童虐待の減少が出来るよう、普及啓発に努めていく。
24	東松山市	1 兩親学級	市民	■両親学級参加者の増加	■両親学級の開催 ・年4コース 1コース6回(コース定員30名)開催。利用実人数240名(妊婦107名・夫80名・産婦26名・子27名)延人数571名。(根拠法令 母子保健法第10条) ・妊娠婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対し妊娠、出産又は育児に関して必要な保健指導を実施。それにより、相談窓口の周知ができる支援者と要フォロー妊娠婦との関係づくりに繋げられた。	-	-	-	B	■妊娠・出産・育児に対する不安や問題に対して、専門職がアドバイスをし、また、問題解決に必要な関係機関との連携を図っていく。 ■集団の場への参加が難しい場合は、個別指導を実施し、個々の生活状況に応じたサポートを実施していく。
25	滑川町	1 妊娠届け時アンケートの実施・パパママ教室の実施	町民	■妊娠届け以降、子育て中の家庭に対する子育て支援情報提供実施率 <目標値>100%	■H30.10月より子育て包括支援センター開設。母子健康手帳交付時、アンケート調査と面接を通してハイリスク者を早期発見し、必要な情報提供を実施。以降、切れ目のない支援につなげている。 ■妊娠期のパパママ教室をはじめ、各時期の母子保健事業を通して子育てに関する情報提供を行い、今後の育児に寄与する。	■妊娠届け以降の全ての家庭に子育て支援情報を提供する。	■妊娠届け以降の全ての家庭に子育て支援情報を提供した。 100%	■妊娠届け以降の全ての家庭に子育て支援情報を提供した。 100%	A	■H30.10月より子育て包括支援センター開設により、母子手帳交付時に全数面談を実施。状況把握がスムーズになり、より個別性に即した情報提供や支援が可能となった。今後は交付以降の子育て中の家庭について、提供できるサービスの質の確保と充実を目指す。
26	滑川町	2 乳幼児家庭全戸訪問事業・未熟児養育支援事業の実施	町民	■訪問実施による要支援対象の把握。	■助産師・保健師による全戸訪問を実施。必要時は産後うつ指標EPDSを含む3シートを活用してハイリスクの把握に努め、養育支援連絡票等により医療機関と連携して支援を実施した。	-	-	-	A	■3シートの活用について、知識を深め、訪問者のスキルアップを目指す。

整 理 番 号	実施機関	関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移			自己評価 (A~D)	今後の事業展開・課題等
						計画当初	H30	R1		
27	滑川町	3 乳幼児健診の実施及び未受診児対策の推進・相談支援事業の充実	町民	■適切な養育への動機づけ、心理的安全を図る	■乳幼児健診未受診者に電話・訪問による様子確認と受診勧奨を実施。必要時、発達相談事業や養育支援訪問等の事業につなぎ、ハイリスクの場合は各児童の所属集団・教育や児童福祉の担当などと連携して支援を継続した。	-	-	-	A	■育児不安、児童虐待ケースが増加しており、支援の充実が求められる。人材確保とスキルアップが必要。
28	嵐山町	1 妊婦訪問等の実施	妊娠	■訪問等実施率	■訪問等の実施 ・妊娠訪問等(面談・電話連絡含む)実施率:97.3%	90%	94.50%	97.30%	A	■妊娠届出時の面談を丁寧に実施することで、妊娠との信頼関係を築き、妊娠訪問実施率の向上に努める。
29	嵐山町	2 赤ちゃん訪問の実施	乳児と産婦	■訪問実施率	■赤ちゃん訪問の実施 ・赤ちゃん訪問実施率:100%	100%	100%	100%	A	■予防接種が開始される生後2か月までの間に訪問できるよう体制を整えていく。
30	嵐山町	3 乳幼児健診未受診者対策	乳幼児とその親	■未受診者の把握率	■未受診者対策の推進 ・未受診者の把握率:100%	100%	100%	100%	A	■健診未受診者の訪問、保育園の巡回相談による児の様子確認等で把握していく。
31	小川町	1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実	町民	■母子健康手帳配布時の面接の実施人数 ■母子包括支援センター支援プラン作成人数 ■赤ちゃん訪問・産婦EPDS実施人数	■母子健康手帳交付時妊娠アンケート・面接の実施 ・アンケート・面接実施妊婦数:114人 ■母子包括支援センターを開所 ・妊婦への支援プランちらしの配布とプラン作成(H31～) ■新生児訪問とEPDS産後うつスケールの実施 ・赤ちゃん訪問実施:94件 ・産婦へのEPDSスケール実施産婦数:83人	-	-	-	B	■母子健康手帳交付時の妊婦面接でアンケートやスクリーニングのツールを活用し、支援プランの策定を積極的に行い、もれなく妊婦を支援していく。また、増加している外国人妊婦の支援においては、言語的な壁や状況把握の困難さなど様々な課題がある。
32	小川町	2 健康上の課題のある子どもとその保護者への支援体制の充実	町民	■こども発達相談・親子教室・個別相談等の療育事業の利用人人数	■こども発達相談(DR・ST・OT・PT)の実施 ・年20回実施・参加実78人、延べ158人 ■親子教室(集団療育事業)実施 ・年11回実施、参加実17人、延べ82人 ■個別相談(こども・心理)の実施 ・こどもの相談:年22実施、参加実18人、延べ69人 ・心理相談:年12回実施、参加実人数20人、延べ人數47人	-	-	-	A	■療育等の支援の必要な児とその保護者に対し、乳幼児健康診査からスムーズにつなげる為、児童健診(1・6、2歳、3歳)健診の全てに心理士を配置する。 ■療育事業の支援と保育園・幼稚園との連携や就学の際からの学校・教育委員会との連携を密にして支援をする
33	小川町	3 児童虐待予防・防止のための取組の充実	町民	■未受診児数とその対応数 ■保育園・幼稚園の巡回情報交換での対応児数 ■養育支援訪問対応人数 ■要保護児童対策地域協議会ケース数 とケース会議数	■乳幼児健診未受診児・要支援児への対応の充実 ・年2回の未受診児調査 対応:36人 ■保育園・幼稚園訪問相談対応児数:306人 ■要保護児童対策地域協議会の参画 対応ケース数46ケース(世帯)、個別ケース検討会議8回	-	-	-	B	■特定妊婦スクリーニング票の作成、早期介入。 ■乳幼児健診未受診児対応の実施要領策定。早期介入と見直しとの協働・連携。 ■要保護児童対策地域協議会にて、特定妊婦・要支援・要保護児を進行管理台帳にて管理し、もれなく対応するシステムの構築。

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等	
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
計画当初	H30	R1								
34	川島町	1 妊娠出産期における安全確保と相談支援体制の充実	町民	■妊娠出産期の支援及び相談体制の充実	■妊娠出産の安全確保と相談 ・妊娠届時の「母のメンタルアンケート」の実施 ・妊婦健康診査の費用助成 ・マタニティ学級 年3回(参加者数 15人)	-	-	-	A	■母親のメンタル支援者の増加、虐待リスクケースの増加
35	川島町	2 母子の健康づくりの充実と育児不安への支援体制の充実	町民	■乳幼児健診受診率の向上、育児・療育支援体制の充実	■乳幼児健診及び療育支援の実施 ・乳幼児健診受診率 97.79% ・乳幼児相談 11回実施(延べ人数 203人) ・発達相談 12回実施(延べ人数 75人) ・発達支援教室 11回実施(延べ人数 69人)	-	-	-	A	■療育支援の充実と支援力の強化
36	川島町	3 児童虐待予防・防止のための関係機関の連携	関係機関	■関係機関との連携強化	■要保護児童対策地域協議会へ出席 ・関係機関と情報共有 ■主任児童委員による子育て見守り事業との連携 ・主任児童委員と要フォロの一母子について情報共有。年4回会議開催。	-	-	-	B	■児童虐待予防・防止のための関係機関の連携強化
37	吉見町	1 母子の健康づくりの推進	町民	■乳幼児健診の受診率の向上 ■訪問指導、健康相談の充実 ■両親学級の取組の充実	■乳幼児健診の実施 各6回 ・乳児(4か月児、10か月児)健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施し、未受診児については電話、訪問等により受診勧奨や状況確認を行っている。 ■訪問指導、健康相談の実施 ・保健師が乳児全戸訪問指導(赤ちゃん訪問)を実施するほか、「こんにちは赤ちゃん事業」として母子愛育会協力のもと、生後4カ月までに全戸訪問を行い、地域と一体的に家庭環境の把握に努めている。 ・医療機関からの情報提供を受け未熟児訪問を行うなど、支援が必要と思われる家庭には継続性のある相談・訪問等に取り組んでいる。 ■両親学級の実施 ・両親学級 3回、参加者数 延べ18人 ・妊娠、出産、育児に関する知識や技術の習得と、仲間づくりを目的に体験学習による両親学級を年3回(土曜日含む半日2日間で1回)実施。	-	-	-	B	■乳幼児健診の実施の継続。 ■訪問指導、健康相談の実施の継続。必要なケースには地区担当保健師が支援する。 ■両親学級の実施の継続。
38	吉見町	2 発達支援教室等の実施	町民	■理学療法・ことばの相談、おひさま教室 の充実	■理学療法・ことばの相談、おひさま教室 各12回 ・理学療法相談 参加者数延べ40人 ・ことばの相談 参加者数延べ49人 ・おひさま教室 参加者数延べ14人 ・発育発達に心配のある児や保護者に対し、理学療法・ことばの相談及びおひさま教室を毎月開催し、発育発達に心配がある家庭に対し、相談等を実施している。	-	-	-	B	■引き続き理学療法・ことばの相談及びおひさま教室等の支援事業を実施し、悩んでいる方を早期発見し利用を案内していくなど、児の発育発達に心配がある相談等が必要な家庭が利用できるように事業を展開していく。

整理番号	実施機関	関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移			自己評価 (A~D)	今後の事業展開・課題等
						計画当初	H30	R1		
39	吉見町	3児童虐待予防・防止のための取組	町民	■吉見町要保護児童対策協議会の開催	■吉見町要保護児童対策協議会の開催 H30年度1回、R元年度1回	-	-	-	B	■吉見町要保護児童対策協議会への参加を継続し児童虐待等に関する情報の共有を図り、虐待予防と防止につなげる。
40	ときがわ町	1新生児訪問(未熟児含)、こんにちは赤ちゃん事業、転入面接、養育支援訪問事業	町民	■健全な養育に対する動機付け	■新生児が生まれた家庭すべてを対象に訪問を実施し、支援が必要と思われる家庭に対し訪問を継続。養育医療申請の母子については、福祉課と情報を共有し対応	-	-	-	B	■継続して訪問できるよう良好な人間関係の構築に努める
41	ときがわ町	2乳幼児健康診査の実施と未受診者へのフォロー	町民	■発達障害等の早期発見	■4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳児健診の実施。未受診者に対し、通知及び訪問でフォロー	-	-	-	B	■未受診者への継続した声掛けや受診勧奨を実施していく
42	ときがわ町	3乳幼児相談、発達相談、よちよち広場、子育てサロン、親子教室等の実施	町民	■適切な養育へ向けての動機づけ、心理的安定を図るための取組	■子育て支援センターと協働で「よちよち広場」を実施。子育て応援切符など子育て負担の軽減できるサービスの啓発	-	-	-	B	■それぞれの目的に合ったサービス及び施設の周知に努める
43	東秩父村	1乳幼児相談、乳幼児健康診査	乳幼児と保護者	■適切な養育への動機づけ、心理的安定を図るために支援	■乳幼児健診、乳幼児相談(歯科・栄養) ・計測・診察時に虐待の兆候を把握する。また、栄養士、保健師による栄養・育児相談のほか、待ち時間等に保育士が子どもたちの遊びの状況を見守りながら保護者の相談に応じる。	-	-	-	A	■保健センターが担う役割を関係機関と確認をしながら、事業を継続していく。
44	東秩父村	2乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、未熟児訪問事業	乳幼児と保護者	■適切な養育への動機づけ、心理的安定を図るために支援	■出生児・産婦の全戸訪問 ・児の状態や養育環境の把握に努めている。また、ハイリスク児、ハイリスク家庭については保健所、保育園、子育て支援センターおよび医療機関等と連携、協力しながら支援を行っている。	-	-	-	A	■保健センターが担う役割を関係機関と確認をしながら、事業を継続していく。
45	東秩父村	3保育園児健診、保育園児発育発達相談	保育園児と保護者、就学後の児童と保護者	■発達障害等の早期発見、早期治療のための相談機会の提供	■保育園および療育・医療機関等との連携、協力 ・保健センターと療育機関が協力して発育発達相談を実施している。管外の保育園に在籍している児についても情報、課題を把握し、就学時につなげている。役場内の関係部署で発達に課題のある児やハイリスク家庭の情報を常に共有し、地域ケア会議等で対策を話し合っている。	-	-	-	A	■就学支援委員会、要保護児童対策協議会等への出席、小中学校の養護教諭、スクールソーシャルワーカー、教育委員会と定期的に情報共有を図ることにより、就学後の児童についても状況を把握して、必要な支援に結びつく橋渡しをしていく。
46	坂戸鶴ヶ島医師会	1妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の確保	市民関係機関	■関係機関との連携強化	■乳幼児健診の実施 ・坂戸市・鶴ヶ島市が開催する各種乳幼児健診受託。医師を派遣。	-	-	-	A	■事業の継続 ■行政と連携し積極的に参加協力

監理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等	
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
						計画当初	H30	R1		
47	坂戸鶴ヶ島医師会	2 児童虐待予防・防止のための取組の充実	行政・関係機関	■関係機関との連携強化	■要保護児童等対策地域協議会参加 ■いじめ問題調査審議会参加 ・行政審議会へ要請に応じ医師の派遣	-	-	-	B	■関係機関との情報の共有、連携が重要
48	坂戸鶴ヶ島医師会	3 子どもの心の健康に関する相談、情報提供	関係機関	■関係機関との連携強化	■学校等教育現場との連携 ・教育委員会等を通じ、教育や保育の現場と学校医や園医の情報共有を密にする 学校医も健診を通じ児童・生徒の健康保持、健康教育に努めている ■保育サービス講習会(R1.10.3)へ講師派遣	-	-	-	A	■引き続き学校医との情報共有と連携の強化
49	川越市医師会	1 川越市母子保健事業への協力	乳幼児	■川越市母子保健事業への協力	■乳幼児集団健診に協力 ・健診時には保護者からの子どもの健康に関する相談なども受けている。 ・乳幼児健診 R1年度 受診児数7,041人 医師依頼人数250人	-	-	-	B	■引き続き事業に協力していく。 ■医師の確保が難しくなっている。
50	川越市医師会	2 川越市学校保健事業への協力	児童・生徒	■川越市学校保健事業への協力	■学校医活動の実施 ・市立学校56校 学校医延べ171名 ・R1年度執務日数合計463日 ・定期的な健康診断をはじめ、学校行事にあわせた健康チェックや健康相談を実施。感染症予防に適切な助言を行った。	-	-	-	B	■学校と協力しながら児童・生徒の健康増進、健康教育に努めていく。
51	川越市医師会	3 小児医療に関する研修会の開催	会員	■小児医療に関する研修会の開催	令和元年度未実施	-	-	-	D	
52	坂戸鶴ヶ島歯科医師会	1 坂戸市パパママ教室	坂戸市民	■妊娠婦とその配偶者に歯科保健の普及啓発。	■妊娠婦の歯科健診を行い、配偶者とともに歯科保健知識の普及啓発を行った。	-	-	-	C	■坂戸市においては受診率の向上をはかる。 ■鶴ヶ島市では予算の都合で数年前に廃止になったが再開を求める。
53	比企都市歯科医師会	1 母子保健における歯科口腔保健及び食育の重要性の啓発	県民	■歯科口腔保健及び食育の重要性の啓発	■親と子のよい歯のコンクールの実施 ※比企都市歯科医師会主催「歯の健康まつり」において実施 小児期における歯と口腔の健康づくりが、身体の成長や生涯にわたる健康づくりの基礎となることの周知・啓発。さらに子供だけでなく、親の歯科疾患、特に歯周病予防への意識や関心の向上を促した。	-	-	-	A	■子供のむし歯予防への取組を通して、子供だけでなく、親の歯科疾患、特に歯周病予防への意識や関心の向上への取組が必要(イベントや歯科講話を通しての啓発など)
54	比企都市歯科医師会	2 児童虐待等の早期発見への取組	県民	■児童虐待等の早期発見	■歯科医師会会員への周知 『児童虐待防止のための早期発見・対応マニュアル』(埼玉県・埼玉県歯科医師会作成)の本会会員への周知、活用依頼	-	-	-	B	■児童虐待防止のための早期発見における歯科医療機関の役割についてのさらなる周知、啓発が必要。

整理番号	実施機関	関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移			自己評価 (A~D)	今後の事業展開・課題等
						計画当初	H30	R I		
55	川越市薬剤師会	1 学校薬剤師として、子供の保健対策への協力	市民	■川越市の公立中学・小学校を中心 に、学校の環境検査、飲料水プール水などの検査を通じて 環境整備への尽力 ■学校保健会などに出席して親子間の保健対策の指導 ■各学校薬剤師が 小学校・中学校に出向いて、薬物乱用防止講習会の実施	■川越市の公立中学・小学校を中心に、学校の環境検査、飲料水プール水などの検査を通じて環境整備に尽力した。 ■学校保健会などに出席して親子間の保健対策、インターネット・携帯電話の効果・弊害を指導した。 ■各学校薬剤師が、小学校・中学校に出向いて、薬物乱用防止講習会を実施した。	-	-	-	B	■今後も継続して取り組んでいく。
56	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	1 学校薬剤師活動における保健衛生への寄与	生徒	■保健衛生検査への参加	■年2回市立小中学校への学校薬剤師の水質検査への参加。その他環境衛生検査項目の監視。	-	-	-	B	■学校環境衛生に定められている項目の未実施項目の検査拡充を行政にはたらきかけていく。
57	東松山薬剤師会	1 滑川町祭りにお薬相談会	県民	■医療機関への案内や、お薬に対しての困りごと対応	■11月3日滑川祭り 東松山薬剤師会によるお薬相談会	-	-	-	B	■いまだ初めて数年しか経過していないため認知が低いため、そちらを改善していくたい

取組項目 4. 健康危機管理体制の強化

目標 新型インフルエンザなど新興感染症の発生、集団食中毒、毒劇物流出などの事故、自然災害に伴う健康被害、医薬品等の不正利用に伴う健康被害など多様化する健康危機発生への迅速な対応が求められています。このような事態の発生予防、拡大防止等のため、さらなる健康危機管理体制の整備が必要になっています。

- 主な取組**
- 健康危機管理意識の向上のための普及啓発
 - 新興感染症や既存感染症の感染拡大防止策と適切な医療体制の整備
 - 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実と関係機関との情報連携
 - 食中毒や飲料水汚染等による健康被害発生時の対応体制の整備

<説明>自己評価(主な取組状況・成果に対する評価。目標値が設定されている場合は、当該数値(推移)に対する評価をいう。) A:十分達成 B:概ね達成 C:やや不十分 D:不十分

整理番号	実施機関	計画期間:平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)								今後の事業展開・課題等
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移			自己評価 (A~D)	
計画当初	H30	R1								
1	坂戸保健所	1 感染症拡大防止対策	県民 市町 新型インフルエンザ受け入れ医療機関	■体制の整備 ■連絡調整訓練の強化	■新型インフルエンザ連絡訓練の実施 ・管内市町緊急連絡時連絡体制の整備 ・埼玉県新型インフルエンザ等対策訓練(連絡訓練)実施 ・個人防護具の着脱訓練 参加者 17名	-	-	-	B	■関係機関と逐次の連絡調整を行い、円滑な対応と感染拡大防止に努められるよう体制を整備する ■感染予防に対する啓発を普及する
2	坂戸保健所	2 災害時保健医療体制の充実強化	市町 医師会 消防 二次救急医療機関 地域災害医療コーディネーター等	■市町、関係機関等との連携強化	■地域災害保健医療対策会議の開催 1回(10/15) ・令和元年台風19号の浸水被害(坂戸市内)による避難所を中心とした保健医療に係る今後の対応方針について検討・意見交換(坂戸市が開設する避難所避難者への健康管理支援)。 ■地域災害保健医療調整会議(危機管理訓練)開催1回(12/25) ・各市町における医療救護所設置計画の状況等について情報共有。 ・予め検討等すべき事項(対策会議の設置場所(順位)、構成員、本部長の選任方針等)の説明、意見交換を通じ、災害時対応の体制について情報共有。 ・危機管理訓練(大規模災害発生時における地域の課題抽出・解決に係る研修)を通じ関係機関(者)との顔の見える連携の促進。	-	-	-	C	■災害時に適時・適切な対応が行えるよう調整会議等を継続して開催するなど、関係機関(者)との連携づくりが必要である。 ■災害時要援護者に対する支援対策として、指定難病や小児慢性特定疾病の受給者の情報について市町から提供依頼があれば、患者の意向を踏まえて情報提供を行う。
3	坂戸保健所	3 食中毒による健康被害拡大防止対策	営業者、県民	■食の安全・安心確保に向けた情報提供と普及啓発	■衛生講習会の開催 ・H29年度：開催 20回、参加者 962名 H30年度：開催 25回、参加者 910名 R1年度：開催 32回、参加者 1,058名 ・営業者及び県民に対し衛生講習会を開催し、食品衛生に関する情報提供などを通じ、食中毒による健康被害拡大防止のための普及啓発が図られた。	-	-	-	B	■飲食店や食料品店等の食品関係営業者には、食の安全に対する責務や社会的責任があります。食の安全に対する関心が高まる中、消費者や県民の信頼を勝ち得るために、営業者自らが積極的に衛生管理のレベルアップに取組むことが必要です。 ■衛生講習会を通じて営業者自らが積極的に衛生管理の更なるレベルアップを目指すため、継続的な実施が必要です。

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等	
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
						計画当初	H30	R1		
4	東松山保健所	1 感染症拡大防止対策	県民 市町村 新型インフルエンザ受け入れ医療機関 消防	■訓練の強化と体制の整備	■新型インフルエンザ等対策訓練の実施 ・新型インフルエンザ等防護服着脱訓練(対策研修含む)講話「新型インフルエンザ等対策の概要と住民接種への取り組み」及び防護服着脱訓練 12/10 31人 ・新型インフルエンザ所内対応訓練:防護服の着脱 12/3 10人	-	-	-	B	■関係機関を対象とした訓練・研修会の実施 ■関係機関への情報提供・連携体制の整備 ■所内訓練の継続
5	東松山保健所	2 災害時保健医療体制の充実強化	市町 医師会 消防 二次救急医療機関 地域災害医療コーディネーター等	■市町、関係機関等との連携強化	■地域災害保健医療調整会議の設置 ・対策会議が迅速に設置できるよう関係機関と検討を進めた。(1/20) ■災害時医療研修会の開催 ・テーマ「災害時の保健医療体制を考える~多職種連携をキーワードとして~」(1/20) 37人 ■災害時医療担当者連絡会の開催 ・市町村と関係団体との連携強化を図るために市町村との協議を行った。 (3/23)	-	-	-	C	■地域災害保健医療調整会議等関係機関を対象とした災害時コーディネート訓練の実施 ■市町村と医師会との連携強化に向けた協議の実施
6	東松山保健所	3 食中毒による健康被害拡大防止対策	営業者、県民	■食の安全・安心確保に向けた情報提供と普及啓発	■衛生講習会の開催 営業者及び県民に対し衛生講習会を開催し、食品衛生に関する情報提供などを通じ、食中毒による健康被害拡大防止のための普及啓発を行った。 ・食品営業者等:24回 1,035名 ・一般県民等:5回 673名	-	-	-	B	■食品衛生の正しい知識の普及啓発 ■食品等事業者・消費者に対する衛生講習、情報提供の継続的実施 ■食品等事業者における自主衛生管理の推進とHACCPに沿った衛生管理支援
7	川越市	1 健康危機管理対策	市職員	■健康危機管理に関する情報提供と職員等の意識啓発 ■危機管理体制の整備	■災害時危機管理に関する研修会の実施(3回 45名参加)及び職場外研修への職員派遣 ・災害時における関係機関及び市職員の役割の確認ができた。また、迅速な支援活動を行うための体制整備について検討することができた。 ・外部研修においては幅広い分野で情報を収集でき、それらを体制整備に反映していくことができた。 ■健康危機管理マニュアルの改訂 ・既存のマニュアル内容を検証し、実践的な体制となるよう整備した。	-	-	-	B	■危機管理意識の向上及び危機管理体制のさらなる整備のため、引き続き研修会の企画や外部研修へ参加できる環境を整えていく。 ■各種危機管理マニュアルは、関係機関等との連携を図りながら定期的に見直しをしていく
8	川越市	2 新型インフルエンザ対策訓練	市内関係機関	■実動訓練 ■体制の整備	■新型インフルエンザ対策訓練 ・国県が実施する新型インフルエンザ対策訓練に合わせ、机上訓練を実施。(年1回)	-	-	-	B	■感染症のまん延を防ぐためには、日常的な対策が重要とされることから、今後も引き続き訓練等を続けていく。 ■令和3年度に延期となった東京2020大会に向けて、感染症の強化サーベイランス体制の構築・運用を行う。

整理番号	実施機関	関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移			自己評価 (A~D)	今後の事業展開・課題等
						計画当初	H30	R1		
9	川越市	3 医療機関等との連携	医療機関	■IP無線の情報伝達訓練実施回数 <目標値>12回 (月1回)	■災害時連絡用IP無線の情報伝達訓練を毎月実施。	3 (平成30年度末)	3	11	B	■災害時における医師会、医療機関及び消防との連絡手段として、IP無線を整備しており、毎月、通信訓練を実施する
10	川越市	4 食中毒や飲料水汚染等に係る事件対応等	営業者、市民	■食品営業施設及び給食施設に対する監視指導 ■食品の安全性の確保 ■食中毒や飲料水汚染等に係る事件対応等	■監視件数 ・R1年度 2,557件、H30年度 3,078件、H29年度 2,841件 ・市内の飲食店、工場、販売店等の食品営業施設及び学校給食センター、保育園、社会福祉施設等の給食施設に対する監視指導を実施することにより、食中毒の発生防止が図られた。 ■収去検体数 ・R1年度 266検体、H30年度 297検体、H29年度 334検体 ・市内で調理、製造、販売される弁当、惣菜、野菜、食肉、魚介類等、様々な種類の食品の抜き取り検査を実施することにより、食品衛生の確保が図られた。 ■食品衛生知識の普及啓発 ・衛生教育 R1年度 18回 2,593人、H30年度 24回 2,977人、H29年度 24回 3,182人 ・食中毒や飲食物への毒物・劇物混入事件が発生した場合に備え、マニュアルを整備した。また、食中毒予防の街頭キャンペーンや講習会などを実施することにより、正しい食品衛生知識の普及啓発が図られた。	-	-	-	B	■食中毒の発生防止及び食品衛生の確保を図るために、今後も食品営業施設等の監視指導や収去検査を継続して実施する。 ■食品営業者や市民に正しい食品衛生知識を普及啓発するため、講習会等の衛生教育を継続する。
11	坂戸市	1 健康危機管理に関する情報収集及び広報	市民	■市民の健康危機管理意識の向上のための情報提供と普及啓発	■健康危機管理意識の向上のための普及啓発 ・感染症流行状況のほか、食中毒や熱中症等、様々な健康危機に関する情報収集を行った。 ・収集した情報に関して広報を行い、市民の健康危機へのリスク低減に努めた。	-	-	-	B	■健康に関する正確な情報収集、関係機関との情報共有、市民への迅速な情報提供及び緊密な連携
12	坂戸市	2 新型インフルエンザ等の感染防止対策	坂戸鶴ヶ島医師会 市教育委員会 坂戸市関連課	■体制の整備 ■連絡調整訓練の強化	■新型インフルエンザ連絡訓練の実施 国が実施する新型インフルエンザ当対策行動訓練(伝達訓練)に参加した	-	-	-	B	■新型インフルエンザ等新興感染症に限らず、既存感染症の感染拡大防止を図るために、関係各所との連絡体制を密にするよう努める。
13	坂戸市	3 災害時における医療救護体制の充実	市民 坂戸鶴ヶ島医師会 坂戸市防災安全課等	■災害時要救護者に対する医療救護体制の充実	■市防災訓練におけるトリアージ訓練の実施 坂戸鶴ヶ島医師会をはじめとする関連機関と連携し、災害時における医療救護体制の情報共有などに努め、市防災訓練において保健衛生班・医療救護班としてトリアージ訓練を実施した。	-	-	-	B	■実施した訓練から見えてきた課題に取り組むことにより、災害時の医療救護体制の一層の充実を図る。

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等	
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移	自己評価 (A~D)			
計画当初	H30	R1	自己評価 (A~D)							
14	鶴ヶ島市	1 感染症拡大防止対策	市民	■情報提供の強化 ■制度の周知啓発	■感染症及び食中毒の予防に関する周知啓発 ・市広報紙やHP、SNS、モニター広告等を通じて感染症や食中毒に関する注意喚起や情報提供を行った。 ■任意で実施した予防接種費用の一部助成し、感染予防対策を図った。 ・高齢者肺炎球菌予防接種 実績 H29年度 139件、H30年度 88件、 R元年度 53件 ・風しん予防接種 実績 H30年度開始 22件、R元年度 60件	-	-	-	B	■感染症及び食中毒の予防、及び拡大防止を推進するため、市民に対し迅速かつ正確な情報提供や注意喚起を行う。 ■重症化や感染拡大が懸念される感染症について、国の動向を踏まえながら、法定外接種費用の助成を独自に行う。
15	鶴ヶ島市	2 災害時保健医療体制の充実強化	市町 医師会 消防 二次救急医療機関 地域災害医療コーディネーター等	■市町、関係機関等との連携強化	■地域災害保健医療調整会議への参加 1回 ・地域災害保健医療危機管理訓練を実施。 ・令和元年10月の台風19号の水害被害等を念頭に震度7程度の地域被害状況図上シミュレーションを実施。 ・大規模災害時における関係機関の役割の明確化と連携手順の理解が図られた。	-	-	-	C	■調整会議等に継続して参加し、関係機関との情報共有等をさらに深め、地域の実情に応じた取組を行う。
16	鶴ヶ島市	3 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実と関係機関との情報連携	市民(避難行動要支援者) 自治会 民生委員 消防 警察	■避難行動要支援者名簿作成 ■避難行動要支援者に対する支援体制の整備	■避難行動要支援者名簿作成 ・障害の程度を基準として、対象となる「避難行動要支援者」1,342人を抽出した。	-	-	-	D	■避難行動要支援者の個別計画作成を進める
17	毛呂山町	1 熱中症対策	町民	■熱中症予防注意喚起	■熱中症予防注意喚起 ・広報やホームページへの掲載、チラシの配布、ポスター掲示による情報提供。 ・広報車(7月～9月、週3回)、防災無線(7月～9月)での注意喚起。 ・区長、民生委員への協力依頼。	-	-	-	B	■引き続き、熱中症の注意喚起に努める。

整理番号	実施機関	関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移			自己評価 (A~D)	今後の事業展開・課題等
						計画当初	H30	R 1		
18	毛呂山町	2 感染症の拡大防止対策	町民 国・県・町職員	■法定外予防接種の費用助成による感染症予防対策の推進 ■感染症に関する情報提供・普及啓発 ■新型インフルエンザ等対策訓練の強化	■法定外予防接種の費用助成 ・おたふくかぜ・B型肝炎・ロタウイルス感染症・インフルエンザ(中学生以下)・大人の風しん・高齢者肺炎球菌予防接種の費用助成。 ■感染症情報周知 ・国から啓発協力依頼のあった感染症について、ホームページ等による注意喚起。 ・新型コロナウイルス感染症に関して、全戸配布チラシやポスター、ホームページ等により注意喚起。 ■新型インフルエンザ等対策 ・国の実施する対策訓練に参加(連絡訓練)。	-	-	-	B	■引き続き、法定外予防接種の費用助成を実施予定。 ■新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症について、注意喚起を継続する。 ■新型インフルエンザ等対策について、町計画を踏まえ、関係機関と連携し、国の対策訓練に参加する。
19	毛呂山町	3 災害時要支援者に対する支援体制の充実	町民	■避難行動要支援者に対する支援体制の整備	■名簿の適切な管理を継続し、定期更新を行っている。支援の必要な者の漏れ等を防ぐとともに、名簿登載者のうち、同意を得た者については、順次、地区に情報提供を行い、災害時における個別支援計画の策定を行っている。	-	-	-	B	■名簿の適切な管理を継続し、支援の必要な者の漏れ等を防ぐとともに、名簿登載者のうち、同意を得た者については、地区に情報提供を行い、災害時における個別支援計画の策定を行う。 ■また、災害時には救助機関等への名簿提供により、安否確認、救助活動等の情報連携を図る。
20	越生町	1 健康危機管理に関する情報収集及び広報	町民	■健康危機管理に関する情報収集及び広報	■健康危機管理 ・感染症や食中毒などの情報収集を行い、広報やホームページ等を活用し、啓発や注意喚起を行い、町民の健康危機への意識付けを行った。 ・#7119#7000#8000等の普及啓発のため、広報やホームページ、子どもの救急については乳幼児健診の案内通知などを活用して行った。	-	-	-	B	■引き続き、情報収集及び普及啓発に努める。 ■災害発生、健康危機管理対応について関係機関と連携し、体制の整備を図る。
21	越生町	2 熱中症対策の実施	町民	■熱中症対策の実施	■熱中症予防対策 ・猛暑日が予想される日の午後1時に防災無線による町内一斉放送。 ・広報やホームページでの注意喚起。 ・各種事業において、啓発のチラシ等を配布。 ・単身高齢者への訪問等でチラシの配布。	-	-	-	B	■引き続き、町民に対し普及啓発等を実施する。
22	越生町	3 新型インフルエンザ等の感染予防対策	町民 町職員	■新型インフルエンザ等の感染予防対策	■新型インフルエンザ等対策 ・国が実施する新型インフルエンザ緊急対策訓練(伝達訓練)に参加。 ■新型コロナウイルス感染症防止対策 ・府内連絡会議の開催 全4回 ・感染拡大防止のための普及啓発	-	-	-	B	■国が実施する訓練への参加は継続する。 ■新型コロナウイルス感染症防止については継続する。

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移	自己評価 (A~D)		
計画当初	H30	R1							
23	鳩山町	1 地域見守り支援ネットワーク	町民	■対象者への支援及び関係機関等との連携強化	■地域見守り支援ネットワーク ・平成22年7月30日、高齢者が住み慣れた地域で自立し安心して生活が送れるように、地域で見守る「鳩山町地域見守り支援ネットワーク(見守りはとネット)」を設立。 ・対象者:高齢者、障がい者、子ども	- - -	A	■構成団体が個人情報等に配慮しながら声かけや見守りを行い、高齢者の孤立防止、認知症の方とその家族への支援、高齢者等の虐待防止、災害時における安否確認など、引き続き様々な課題に地域全体で取り組む。	
24	鳩山町	2 救急医療普及啓発	町民	■「広報はとやま」への毎月掲載による普及	■#8000、#7000及び#7119の周知 ・広報(毎月)にPR掲載し、夜間等の急な発病に対し、不必要的救急外来受診を減らし適正受診に努めるよう周知、啓発を図っている。	- - -	A	■機会あるごとに周知に努める。	
25	鳩山町	3 熱中症予防対策	町民	■死亡者を無くす	■熱中症予防対策 ・広報による熱中症予防啓発、各種事業開催時における注意、そして猛暑日が予想される日の午前10時30分に、防災無線による注意喚起を行っている。 <4月・9月号広報で周知。防災無線による注意喚起(6月から9月まで)> ・民生委員協力のもと、要援護者等への注意喚起実施。 ・まちのクールオアシス事業における登録施設数を2から8施設に追加登録し、10施設に増やした。	- - -	A	■猛暑日及び高湿度にも注意が必要であることを重点的に注意していく。水分補給も大事だが、不要不急の外出は控える等行動にも気を付けるよう伝える。 また、コロナ禍における予防対策も周知する必要性がある。	
26	東松山市	1 健康危機管理体制の強化	医師会 市民	■体制の整備 ■周知の強化	■病院群輪番制・休日在宅当番医制・比企地区こども夜間救急センターの運営、実施 ・比企医師会、医療機関及び比企管内町村と連携して実施 ■休日夜間診療所・休日歯科センターの運営、実施 ・東松山市医師会病院及び比企都市歯科医師会と連携又は委託契約して実施 ■休日夜間の救急医療機関の周知 ・広報、ホームページに掲載するとともに、電話での問い合わせで周知	- - -	A	■現在の体制の維持継続。	

監理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)					今後の事業展開・課題等			
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
計画当初	H30	R1	自己評価 (A~D)							
27	東松山市	2 感染症拡大防止対策	市民	■体制の整備 ■感染症予防の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・R2.1.27市ホームページに「新型コロナウイルスに関する相談窓口について」を掲載 ・R2.2.4新型コロナウイルスに関連した感染症対策庁内連絡会議を開催(3回開催)情報共有及び手指消毒剤設置確認。新型インフルエンザ等対策マニュアルの確認を周知。 ・R2.2.27新型コロナウイルス対策本部を設置(6回開催) ■新型インフルエンザ等対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防護用消耗品(防護服、マスク、アルコール消毒剤等)6月に予定通り購入 ・新型インフルエンザ等対策職員研修を10月に計画していたが台風19号の対応で中止 ・埼玉県新型インフルエンザ等対策連絡訓練参加(1回) ・東松山保健所新型インフルエンザ等防護服着脱訓練参加(1回) ■インフルエンザ流行期の注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ、メール配信 ■各種感染症流行の注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・広報(ジカ熱8月) ・ホームページ 	-	-	-	B	<ul style="list-style-type: none"> ■作成したマニュアルの庁内での周知を図る。 ■平成31年度に感染防護用消耗品を購入し新型インフルエンザ等の発生に備える。
28	東松山市	3 熱中症対策	市民	■熱中症予防の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■熱中症に関する注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙掲載(6月) ・防災無線の放送 ・環境省熱中症予防情報の暑さ指数(WBGT)31以上を基準に5回実施(5/24~9/9) ・市民課電子掲示板・自販機のテロップ等 ・市内公共施設にクールオアシスの設置(14か所) 	-	-	-	A	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス流行時の熱中症予防についての普及啓発 ■熱中症警戒アラート(試行)時の普及啓発
29	滑川町	1 医療体制の充実	町民	■体制の整備・周知	■休日・夜間に診療可能な医療機関の情報提供(広報・ホームページ)	-	-	-	A	■今後も同様の事業を継続していく。
30	滑川町	2 新型インフルエンザ等感染症予防対策	県・市町村 関係機関・ 医療機関	■関係機関等との連携強化	■感染症情報収集と関係機関伝達。埼玉県新型インフルエンザ等対策訓練に参加。	-	-	-	A	■今後も同様の事業を継続していく。
31	滑川町	3 熱中症対策	町民	■町民への情報提供と注意喚起	■防災無線・広報・ホームページを活用し、情報提供と注意喚起を実施した。	-	-	-	A	■今後も同様の事業を継続していく。

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)						今後の事業展開・課題等		
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
計画当初	H30	R1								
32	嵐山町	1 医療体制の充実	医師会 市町村 市民	■情報の提供	■休日・夜間に診療可能な医療機関の情報提供 ・健康カレンダー、ホームページ及び広報に掲載 ・在宅当番医制事業の幹事町として医師会との調整 及び市町村への情報提供	-	-	-	A	■今後も同様の事業を継続していく。
33	嵐山町	2 熱中症対策	市民	■注意喚起	■熱中症予防の注意喚起 ・広報やホームページに掲載 ・熱中症予防チラシの配布 ・防災無線による放送の実施	-	-	-	B	■熱中症予防について、さらなる普及啓発を実施していく。
34	嵐山町	3 感染症対策	市民	■訓練の実施	■感染症情報収集と関係機関伝達 ・感染症流行状況等をホームページに掲載、チラシの配布により周知 ・新型インフルエンザ等対策訓練(連絡訓練)の実施1回 ・東松山保健所新型インフルエンザ等防護服着脱訓練参加(1回)	-	-	-	B	■今後も同様の事業を継続していく。 ■新型インフルエンザ等業務継続計画の策定が急務である。
35	小川町	1 新型インフルエンザ感染等予防対策	市民	■体制の整備	■新型インフルエンザ等対策訓練の実施 ■感染症対策関係の備蓄チェック及び購入 ■新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止資器材の購入準備。 新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議を5回開催し、町としての対応策を検討した。	-	-	-	B	■感染症や食中毒等の健康危機管理対応が迅速にできるよう、情報収集に努める。また、大規模災害等における体制整備が課題であり、保健所等、関係機関との連携強化が必要。 ■新型インフルエンザ等対策マニュアル・業務継続計画の策定。 ■新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の推進。ワクチンができた場合に備えて、予防接種の体制整備。
36	小川町	2 各種救急医療制度普及啓発	市民	■市民への周知 ■関係機関との連携	■病院群輪番制、在宅当番医制、小児初期救急医療等の医療機関情報について、広報紙・ホームページ等で市民に周知を図った。	-	-	-	B	■市民に医療機関情報を提供し、関係機関と連携して実施する。
37	小川町	3 熱中症対策	市民	■熱中症予防	■防災無線、情報メールを活用し、市民に対して熱中症注意喚起を行った。 ・防災無線10回 情報メール19回	-	-	-	B	■熱中症による救急搬送者数の減少と死亡者の発生の防止を図っていく。
38	川島町	1 健康危機管理予防のための普及啓発	市民	■健康危機管理予防について適切な情報提供	■健康危機管理予防の周知啓発 ・熱中症や Dengue熱、食中毒に関する予防啓発(広報掲載、妊婦へ啓発チラシ配布) ・休日在宅当番医制、小児初期救急医療、救急電話相談の周知啓発(広報、ホームページ掲載)	-	-	-	B	■健康危機管理予防について適切かつ積極的な周知啓発

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)						今後の事業展開・課題等	
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移			
計画当初	H30	R1							
39	川島町	2. 感染症の拡大防止策と流行の注意喚起	町民 関係機関	■感染症流行に対し て積極的な注意喚起 ■関係機関との連携強化	■感染症流行の注意喚起 ・予防接種等情報提供管理サイト(かわみん子育て応援ナビ)で感染症流行状況の周知啓発 登録者:H30年度 480人、R1年度 543人 ■新型インフルエンザ等対策訓練(連絡訓練)の実施	-	-	-	B ■迅速に危機管理対応ができるように、保健所、関係各課や医療機関などの連携強化、体制構築を図る。
40	吉見町	1. 健康危機管理意識の向上のための普及啓発の実施	町民	■感染症等の普及啓発	■感染症等の啓発活動の実施 ・新型インフルエンザ等感染症、食中毒や熱中症など様々な健康危機に関する情報収集と周知及び啓発活動を実施し、健康危機へのリスク低減に努めた。	-	-	-	B ■新型インフルエンザ等、新型感染症の集団発生に備え迅速に対応できるよう連携体制の整備、強化を図る。
41	吉見町	2. 感染拡大防止と医療体制の整備	関係機関 町民	■新型インフルエンザ等対策訓練(連絡訓練)への参加 ■救急電話相談の普及啓発	■新型インフルエンザ等対策の実施 ・国の新型インフルエンザ等対策訓練(連絡訓練)への参加 ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催 ■救急医療体制の整備及び救急電話相談(#7119)の周知 ・病院群輪番制、休日在宅当番医制、小児初期救急医療など、休日や夜間に診療可能な医療機関体制を整備し、その情報提供等の周知活動を実施した。	-	-	-	B ■新型インフルエンザ等、新型感染症の集団発生に備え迅速に対応できるよう感染拡大防止と医療体制の整備、強化を図る。
42	ときがわ町	1. 病院群輪番制病院運営事業・在宅当番医制事業の運営・実施	町民、比企 医師会及び 二次救急医療機関	■医療機関との連絡調整の強化	■関係機関との連携を密にし、協力体制の強化を図る。広報誌やホームページにおいて、夜間や休日の医療機関の情報提供を実施する。	-	-	-	B ■夜間及び休日の安定した二次救急医療の確保
43	ときがわ町	2. 新型インフルエンザ対策	町民、比企 医師会及び 医療機関	■医療機関との連携強化	■県新型インフルエンザ等対策連絡訓練参加 ■感染症対策関係の備蓄チェック	-	-	-	B ■町民に対しての適切且つ迅速な情報提供及び医療機関との連携強化
44	ときがわ町	3. 熱中症対策	町民	■正確な情報と予防策の提供	■熱中症対策について住民への情報提供のため、広報、ホームページ等で周知を図る。また、高温注意情報発令時に、防災無線での注意放送を実施するほか高齢者訪問時に注意喚起を行う。	-	-	-	B ■町民に対しての情報提供
45	東秩父村	1. 熱中症予防対策	全住民	■体制の整備	■タブレット端末への情報配信、注意喚起 ・タブレットの他、広報、ホームページ等を通じて熱中症予防に対する意識向上のための普及啓発を行なう。	-	-	-	A ■今後も同様の事業を継続していく。
46	東秩父村	2. 災害時要援護者の把握、対応体制の整備	要援護者	■体制の整備	■災害時要援護者、単身高齢者、高齢者世帯名簿の作成。	-	-	-	A ■今後も同様の事業を継続していく。

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等	
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
						計画当初	H30	R.1		
47	東秩父村	3 タブレット端末(各世帯に配置)による防災情報配信システムの整備	全住民	■体制の整備	■独居高齢者宅への緊急通報システムの設置 ・緊急通報システムを活用して、日常生活における不安を解消し、生活の安全を守る。平成26年度より全世帯にタブレット端末を配置し、防災情報や村の広報、暮らしの情報を配信している。また、村民の利用状況を確認することで日常の安否確認を行う。	-	-	-	B	■今後も同様の事業を継続していく。
48	坂戸鶴ヶ島医師会	1 健康危機管理に係る体制整備	市民 市・県 医療介護関係者	■体制の整備 ■関係機関との連携強化	■医師会立候日急患診療所の運営、眼科在宅当番の実施。埼玉県特殊救急医療体制(耳鼻咽喉科)整備事業参加。 ・坂戸市・鶴ヶ島市と連携し円滑な運営を務め管内初期救急医療体制を整備。 ■毎月開催の理事会等で、管内の感染症の流行状況の速やかな情報共有を図り、インフルエンザ等感染症拡大や、適切な医療体制の整備に努めた。	-	-	-	A	■新型インフルエンザ、新興感染症等の集団発生に備え迅速に対応できるよう連携体制の整備、強化。 ■ホームページ・MCS等での情報発信。
49	坂戸鶴ヶ島医師会	2 災害時における医療救護体制の充実と関係機関との情報連携	市・県 保健所 消防 歯科医師会	■関係機関等との連携強化	■災害時対策として薬品備蓄を定期的に更新する他、関係行政(両市・保健所・薬剤師会)と情報交換し、支援体制の充実を図っている。 ■災害対策研修会開催(令和元年8月22日(木)) ・「災害医療「外傷・火傷・crush syndrome」の初期対応」 埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター 福島憲治先生 参加人数20名 ■市防災訓練参加 ・坂戸市防災訓練(R1.9.1) ・鶴ヶ島市防災訓練(R1.9.29) ■会員安否確認メールの実施 ・テストメール1回・台風19号による安否確認メール1回 ・医療機関の診療状況をホームページに掲載 ■埼玉県災害医療コードノート研修会参加(R1.7.21) ■坂戸保健所地域災害保健医療危機管理訓練参加(R1.12.25) ■大規模災害時救護所出動調査実施(R1.7.24)	-	-	-	A	■災害時の関係機関との連携体制の充実。 休日夜間緊急時の連絡方法の確認。 ■災害時救護所出動調査の実施。 ■防災行政無線の活用。 ■ホームページ等での情報発信。
50	川越市医師会	1 感染症拡大防止対策	川越市 埼玉県	■連絡調整訓練の強化	■埼玉県新型インフルエンザ等対策訓練の参加 (夜間休日診療所:1回)	-	-	-	B	■新興感染症の発生に備え、迅速に対応できる体制づくりが必要。

監理番号	実施機関	計画期間：平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等	
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移				
						計画当初	H30	R1		
51	川越市医師会	2 災害時情報共有体制の充実強化	川越市、消防局、救急病院	■関係機関との情報連携の強化	■災害時等の情報連携の強化 ・災害時の情報伝達ツールとして、医師会、救急指定病院へIP無線機の設置。医師会↔救急病院の連絡が可能となった。そのことより、川越市、川越地区消防局、医師会、救急指定病院の関係機関にて情報連携が可能となった。 (IP無線配置数:川越市:2、川越地区消防局:3、医師会:1、救急指定病院:8) ■川越市防災会議への参加(委員・幹事選出)	-	-	-	B	■一次救急病院との情報連携が今後の課題。
52	川越市医師会	3 災害訓練の推進	埼玉医科大学総合医療センター、川越市消防局、救急病院	■市町、関係機関等との連携強化	■市民健康講演会の開催 川越市と共に、市民健康講演会を開催した。 講演Ⅰ 「現在懸念されているバイオのリスク」 講演Ⅱ 「日本で流行している人由来のウイルス感染症と動物由来のウイルス感染症について」 107人が参加。	-	-	-	C	■新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、意識啓発の方法について検討が必要。
53	比企医師会	1 休日在宅当番医の実施	県民	■体制の強化 ■法制度との適合性を図る ■一次救急と二次救急の枠組みを適正化	■比企医師会所属の開業医(医療機関)が、祝祭日及び年末年始の休日診療を当番医制により行っている。 ・各市町村広報やHP及び日刊の新聞の紙面に休日診療の当番医情報を掲載している。 ・2019年4月より、休日在宅当番医は祝日(祝日が日曜日の場合は、振替休日も)及び年末年始(12月31日～1月3日)の実施とした。 ・医療機関がほぼ休診となる年末年始、ゴールデンウィークの際は状況に応じ、2医療機関での休日在宅当番医体制をとることとした。 ・日曜日の休日在宅当番医はなくなったが、地域住民が困らないよう、日曜日に診療を行っている比企医師会管内の医療機関一覧を作成し、比企医師会のホームページへ掲載。行政へも情報提供し、9市町村のホームページにおいてこのことを周知している。 ・令和元年度の実績については、参加した医療機関数(当番医数)は、20医療機関、実施日数は、28日。当番医が診た患者数は、1,967名(1日平均70.3名)。	-	-	-	C	■これまで、医師会会員の個人の診療所で休日在宅当番医を実施してきたが、医師会会員は、当該施設の医師のみで、職員は医師会に所属しておらず、労働契約上にも支障がある。また、所謂門前の薬局に、休日営業を医師会会員が依頼しているのが実情で、特定の薬局に患者を誘導してはいけない法規に抵触している。今後は、行政指導で、休日診療所を開設し、医師会は医師のみを派遣するに留めるよう行政に働きかけを続ける。
54	比企医師会	2 比企地区こども夜間救急センター事業	県民	■体制の整備	■平日夜間(20時～22時)、東松山医師会病院の外来を借用して、医師会員が持ち回りで小児の緊急救例を診療している。 ・令和元年度の実績については、協力医師29名。協力看護師12名。診療日数は、240日。患者総数は、272名。電話相談数は、190人。	-	-	-	B	■休日在宅当番医体制と協働して、新たな専用診療スペースを確保するとともに、診療時間帯の拡充を図る。

監理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移	自己評価 (A~D)		
計画当初	H30	R1	自己評価 (A~D)						
55	比企医師会	3 市町村と災害時協力連携体制の構築	市町村	■体制の整備 ■市町村との連携強化	■令和元年8月31日「東松山市防災フェア」に比企医師会代表がオブザーバーとして参加した。 ■令和2年3月15日 埼玉県医師会主催の「令和元年度JMAT埼玉講習会」に担当理事が参加した。 ■複数の病院で災害時を想定したトリアージ訓練などが継続されている。	-	-	-	C
56	比企医師会	4 新興感染症や既存感染症の拡大防止策と適切な医療体制の整備	県	■体制の整備 ■県との連携強化	■令和2年2月から比企医師会管内複数の病院でのCOVID19症例の入院受入れが始まると共に、帰国者接触者外来の設置と、PCR検査が開始された。	-	-	-	B
57	坂戸鶴ヶ島歯科医師会	1 災害時歯科医療体制の整備	県民	■災害時歯科医療体制の整備	■坂戸市、鶴ヶ島市と防災協定の締結 ■災害時歯科医療拠点の確立 ・機材、薬品等の備蓄	-	-	-	C
58	坂戸鶴ヶ島歯科医師会	2 歯牙保存液の寄贈	小・中学校	■歯牙保存液の寄贈	■坂戸市、鶴ヶ島市内の小、中、高校に事故対応用の歯牙保存液と生理食塩水を寄贈	-	-	-	B

整理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)								今後の事業展開・課題等
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)		目標値と実績値の推移			
					計画当初	H30	R1			
59	比企郡市歯科医師会	1 休日歯科センター(日曜日、祝祭日)の当番歯科医師による急患対応の実施	市町村地域住民	■休日歯科センターにおける急患対応の状況	■休日(日曜日、祝祭日)における当番歯科医師を決め、東松山市休日歯科センターにおいて急患対応に従事している。 ■既存の歯科診療ユニットの老朽化に伴い、平成26年度には本会にて費用を負担し、歯科診療ユニットを購入。休日歯科医療の基盤整備においての充実が図られ、現在に至る。	-	-	-	A	■休日歯科センターにおける年間の受診者数は減少傾向であるが、休日(日曜日、祝祭日)における歯科医療の急患への対応して、専門医療職種の組織として今後も歯科医療の供給が必要であると考える。
60	川越市薬剤師会	1 川越市医師会 休日・平日夜間診療所への薬剤師の派遣	会員	■川越市、川越市医師会と協力してのインフルエンザなどの緊急体制に対する薬剤師の派遣	■川越市、川越市医師会と協力してのインフルエンザなどの緊急体制に対する薬剤師を派遣した。 派遣期間 12月1日～3月31日 派遣会員数 30人	-	-	-	B	■川越市医師会休日・平日夜間診療所におけるインフルエンザなどの緊急事態、患者様の急増に対応して、薬剤師を派遣し調剤業務に協力する。
61	川越市薬剤師会	2 熱中症対策に対する啓蒙活動・対応	会員	■熱中症に対する啓発活動及び対象患者に対する救急活動の実施 ■研修会の実施	■各薬局においては、川越市総合保健センターと協力し、熱中症に対する啓発活動及び対象患者に対する救急活動。各店舗において、クールオアシスとしての掲示、機能を推進した ・啓発活動回数: 2回 ・参加者: 60人 ・研修会開催回数: 2回 ・参加者: 60人	-	-	-	B	■現在の取り組みを継続
62	川越市薬剤師会	3 新型インフルエンザに対する対応体制の整備	会員	■新型インフルエンザに対する対策対応の整備 ■医師会・薬剤師会合同研修会実施「最新のインフルエンザ診療」 ・参加者数:30人	■新型インフルエンザに対する対策対応の整備 ■医師会・薬剤師会合同研修会実施「最新のインフルエンザ診療」 ・参加者数:30人	-	-	-	B	■薬局は医療の窓口として、健康相談、OTC薬の相談・販売、熱中症、デング熱などのいろいろの疾病に対応していく。
63	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	1 休日急患診療所への参加	市民	■繁忙期での対応	■感染症流行状況を踏まえた薬剤師応援体制の整備	-	-	-	B	
64	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	2 災害対策支援	市民	■防災訓練への参加	■坂戸市防災訓練参加 ・平成30年度 3名参加、令和元年度 2名参加	-	-	-	B	■新型感染症流行を想定した体制の構築
65	東松山薬剤師会	1 感染症対策	県民	■体制の整備、会員なども含めた連絡体制強化	■新型感染症発生時をイメージしての会員への連絡案内	-	-	-	B	■会員などにはより素早い連絡体制を

監理番号	実施機関	計画期間: 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)							今後の事業展開・課題等
		関連施策	対象	評価の指標	主な取組状況・成果 (令和元年度)	目標値と実績値の推移	自己評価 (A~D)		
計画当初	H30	R1	自己評価 (A~D)						
66	東松山薬剤師会	2 災害時対策	県民	■会員、行政、各種団体との連携強化	■災害発生時に行政、関係団体、会員への連絡体制確認	- - -	B	■各種団体との素早い連携手段の構築	
67	小川薬剤師会	1 感染症予防等に関する意識向上のための普及啓発	地域住民	■感染症に関する理解	■薬局店頭における咳エチケット・手洗いの普及 ・県民が感染症に対して関心・理解できた ■SNS薬剤師会会員グループで情報の共有 ・正しい情報や新しい情報が一斉に会員に伝わり、患者さんへの健康指導に役立たせることができた	- - -	B	■新しい情報の入手 ■店頭の患者以外にも普及啓発を進める ■SNSのさらなる活用	
68	小川薬剤師会	2 感染症、食中毒防止	地域住民	■感染予防、食の安全に関して情報提供・普及啓発	■学校薬剤師による環境衛生検査の実施 ・学校環境衛生が適正に行われた ■学校給食センターの衛生検査 ・学校給食の安全安心な提供が行えた ■学校保健委員会における感染予防知識の啓発 ・児童生徒や教職員だけでなく保護者も感染症に関して正しい理解ができた	- - -	B	■情報の入手と伝達	